

財政再生計画書新旧対照表

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">財 政 再 生 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">北海道夕張市</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 財政再生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本市においては、過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成18年度に「財政再建計画」を策定し、歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成20年度までの3年間で約31億円の赤字を解消した。</u></li> </ul> <p>・ 本計画では、引き続きこうした取組を基本としながら、市民生活</p>	<p style="text-align: center;">財 政 再 生 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">北海道夕張市</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 財政再生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成18年度に「財政再建計画」を策定し、歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成20年度までの3年間で約31億円の赤字を解消した。</u></li> <li>・ <u>さらに、「地方財政再建促進特別措置法」に代わり制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度に「財政再生計画」を策定し、「財政再建計画」時の方針を引き継ぎ、歳入の確保と行政のスリム化や投資的事業の抑制などの歳出の削減に努めて、平成28年度までの8年間で再生振替特別債約85億円を償還し、計画的な債務返済を確実に行ってきた。</u></li> <li>・ こうした取組を継続して11年間が経過した現在の状況を踏まえ、</li> </ul>

現 行	変 更 案
<p><u>の安全安心の維持確保の観点から、財政再建計画策定後に生じた諸課題に的確に対応しつつ、財政の健全化を進めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>少子高齢化、人口減少が進む中で、財政の健全化を確実なものとするためには、地域の活力を維持するための取組や将来的なまちづくりに資する事業が必要であり、限られた財源の中で効果的な政策展開を図るものとする。</u></li> <li>・ <u>財政の再建と地域の再生に向けて、国・道の助言や支援のもとで着実に取り組んでいく。</u></li> </ul> <p>(1)歳入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>財政再建計画では税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の</u></li> </ul>	<p><u>引き続き、歳入の確保や歳出の削減への徹底した取組を基本として財政の再建を図るものとするが、財政再建計画期間を含めると20年を超える超長期の財政再生計画期間の後半を今後迎えていくに当たり、計画期間が終了した後も本市が持続的に存立・発展していけるよう、計画期間終了後を見据えた取組も行っていく必要がある。</u></p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>具体的には、若者の定住と子育て支援に関する事項、新たな人の流れ・交流人口の創出に関する事項、地域資源を活用した働く場づくりに関する事項、夕張の未来を創るプロジェクトに関する事項、持続可能なまちづくりに関する事項、市民の負担軽減に関する事項、行政執行体制の見直しに関する事項に国・道の助言や支援のもとで、着実に取り組んでいく。</u></li> </ul> <p>(1)徹底した財政再建に向けた取組</p> <p><u>これまでの財政再建に向けた取組とその実績を踏まえ、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に徹底して取り組む。</u></p> <p>ア 歳入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の有料化や各種施設</u></li> </ul>

現 行	変 更 案
<p>有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を図ったところであり、引き続き、こうした取組により歳入確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税や使用料などについて、一層の徴収対策、滞納整理を進めるとともに、市有財産の有効活用や売却を促進し、歳入確保に努める。</li> <li>・ 公共施設の使用料、手数料については、受益者負担の観点から引き続き適切な設定に努める。</li> </ul> <p>(2)歳出の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費については、職員の大量退職により、平成18年4月時点の職員数309名が平成21年4月には147名へと半減することで効率化が大きく進み、給与についても全国最低水準を下回る大幅な削減を行った。今後においても、行政執行体制の確保に留意しながら、人口規模が同程度の市町村で最も少ない職員数の水準を基本として、夕張市の地域特性等を考慮しつつ職員数の適正化を進めるとともに、職員給与についても全国の市町村の中で最も低い水準を基本として、適切な比較のもとで削減を行う。</li> </ul>	<p>使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を図ってきたところであり、引き続き、こうした取組により歳入確保を図ることとしつつ、定住・移住を促進する観点等から、一部の超過課税については、平成29年度より、標準税率等への税率見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税や使用料などについて、一層の徴収対策、滞納整理を進めるとともに、市有財産の有効活用や売却を促進し、歳入確保に努める。</li> <li>・ 公共施設の使用料、手数料については、受益者負担の観点から引き続き適切な設定に努める。</li> </ul> <p>イ 歳出の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費については、職員の大量退職により平成18年4月時点の職員数309名が平成19年4月には165名と大幅に減少し、平成28年4月には144名へと半減以下となり、効率化が大きく進んだが、今後は、(2)で述べる地域再生への取組に対する重点投資など財政再生期間終了後を見据えた市政運営を行っていくことから、都市として適正な規模の職員体制を確保していく必要がある。このため、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本として、夕張市の地域特性等を考慮しつつ職員数の適正化を進める。また、職員給与については、全国最低水準を下回る大幅な削減をこれまでも行ってきたが、大幅な給与カットが長年続き人材確保が困難な状況にあることから、全国の</li> </ul>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務事業は市民生活に真に必要なものに限定し、補助金の支出についても必要最小限とする。経常的経費は、効率的な行政運営を継続することにより、徹底した削減を行う。</li> <li>・ 投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。市営住宅再編整備、老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活に直結する課題については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。</li> <li>・ 公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであり、維持管理を行う施設については必要最小限の経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。また、市が所有する観光関連施設については、売却または指定管理者制度により管理委託する。売却先または委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。</li> </ul> <p>(3)まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮</p>	<p>都市の中で最も低い水準を基本として、適切な比較の下で処遇改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務事業は、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地域再生の取組(以下「地域再生への取組」という。)のため真に必要なものに限定し、補助金の支出についても同様とする。経常的経費は、効率的な行政運営を継続することにより、徹底した削減を図る。</li> <li>・ 投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。</li> <li>・ 公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであるが、維持管理を引き続き行う施設については、地域再生への取組のため真に必要な経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。また、市が所有する観光関連施設については、売却又は指定管理者制度による管理委託を行う。売却先又は委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。</li> </ul> <p>(2)財政再生計画終了後を見据えた地域再生への取組に対する重点投資</p> <p>(1)で述べた徹底した歳入の確保と歳出の削減を行いつつ、地</p>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>夕張市においては、人口減少と高齢化が急激に進む中で、広大な土地に集落が分散していることから、行政コストが割高で非効率な現状となっている。このため、市中心部への将来的な公共施設の集約により都市機能を充実するとともに住宅再編事業を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指すものとする。</u></li> <li>・ 本市の高齢化率は<u>43%を超え</u>全国都市の中で最も高い割合であり、15歳未満の年少人口の割合も<u>8%以下</u>と全国都市で最も低くなっている。このため、<u>財政の健全化にあたって</u>、お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保に努めるとともに、地域の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境にも配慮する。</li> <li>・ 学校教育については、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、中学校については平成22年度、小学校については平成23年度に各1校に統合し、教育条件を整備するとともに、よりよい教育環境の確保に努める。</li> </ul>	<p><u>域再生への取組として真に必要と考えられる事業については、効率性に十分留意しつつ、重点的な投資を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市においては、人口減少と高齢化が急激に進む中で、広大な土地に集落が分散していることから、行政コストが割高で非効率な現状となっている。このため、<u>認定こども園や拠点複合施設、市立診療所など公共施設の市中心部への集約により都市機能を充実するとともに、その近隣において市営住宅再編事業や若年層・女性向け低家賃賃貸住宅の整備を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す。</u></li> <li>・ 本市の高齢化率は<u>49%と</u>全国都市の中で最も高い割合であり、15歳未満の年少人口の割合も<u>6%以下</u>と全国都市で最も低くなっている。このため、<u>財政の健全化に当たって</u>、お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保に努めるとともに、地域の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、<u>地元で学べる環境</u>にも配慮する。</li> <li>・ <u>小中学校教育については、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、中学校については平成22年度、小学校については平成23年度に各1校に統合したところであるが、引き続き、教育条件を整備するとともに、よりよい教育環境の確保に努める。</u></li> <li>・ <u>地域の元気の源泉である道立夕張高等学校については、道・国とも連携し、また、PTAの協力も得つつ、生徒の学習や部活動の強化、資格取得や人的交流の推進等を通し魅力化を図る。</u></li> </ul>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>美術館、旧図書館等に所蔵されている郷土資料については、児童生徒の郷土学習や教科教育に資するため、その保全・保護に努める。</u></li> </ul> <p>第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額</p> <p style="text-align: center;">※各措置により見込まれる計画期間中の効果額は附表に記載</p> <p>1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画</p> <p>(1)人件費</p> <p>ア 職員数の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通会計職員(消防職員を除く)は、平成21年4月現在で88人であり、人口千人当たり職員数は7.6人と人口規模が同程度の市町村の平均11.9人を下回っているが、引き続き、他市町村との適切な比較のもとで職員数の適正化を進め、効率的な行政執行体制を確保する。</u></li> <li>・ <u>消防職員については、消防の広域化の動向などを踏まえ、将来的な体制の検討を行う。</u></li> <li>・ 特別会計(国民健康保険、公共下水道、介護保険、後期高齢者医療、水道)職員については現在の体制を維持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>かつて本市を支えた石炭の歴史を後世に伝える石炭博物館については、適切な改修と管理を行い、旧美術館等に所蔵されていた郷土資料も含め、児童生徒の郷土学習や教科教育に活用するとともに、本市交流人口の増加を図る拠点として活用する。</u></li> </ul> <p>第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額</p> <p style="text-align: center;">※各措置により見込まれる計画期間中の効果額は附表に記載</p> <p>1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画</p> <p>(1)人件費</p> <p>ア 職員数の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通会計職員(消防職員を除く)は、平成28年4月現在で85人であり、人口千人当たり職員数は9.4人と人口規模が同程度の都市の15.7人を下回っている。一方で、地域再生への取組を進めつつ財政再生計画終了後を見据えた体制を確保することが必要であることから、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本としつつ、計画的な職員の採用を行い、行政執行体制を整えていく。</u></li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別会計(国民健康保険、公共下水道、介護保険、後期高齢者医療、水道)職員については現在の体制を維持する。</li> </ul>

現 行	変 更 案
<p>イ 一般職給与の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員給与については、<u>国家公務員準拠を原則とした上で、平成22年4月から以下の削減を行う。</u></li> <li>・ 給料月額が<u>平均15%削減</u>とする。</li> <li>・ 管理職手当は条例本則では13%以下としているが、課長10%、総括主幹8%、主幹5%、消防長12%、消防署長11%とする。</li> <li>・ 時間外勤務手当は、災害等特別な事情を除き、給料総額の8.2%の範囲内とする。</li> <li>・ 期末勤勉手当については、<u>支給月数を3.5月とし、役職加算は凍結する。</u></li> <li>・ <u>退職手当支給月数の上限は、平成18年度の57月から平成21年度には30月まで削減し、職員数の削減が大幅に進んだことから、平成22年度以降3月ずつ復元してきたところであるが、平成28年度から条例の月数とする。</u></li> <li>・ 特殊勤務手当は財政再建計画で廃止したところであり、引き続き支給しない。</li> </ul> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長、教育長の給料については財政再建計画と同様、</li> </ul>	<p>イ 一般職給与の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員給与については、<u>国家公務員準拠を原則としつつ、全国都市の中で最低の水準を基本とするため、以下の削減を行う。</u></li> <li>・ 給料月額は<u>9%削減</u>とする。</li> <li>・ 管理職手当は条例本則では13%以下としているが、課長10%、総括主幹8%、主幹5%、消防長12%、消防署長11%とする。</li> <li>・ 時間外勤務手当は、災害等特別な事情を除き、給料総額の8.2%の範囲内とする。</li> <li>・ 期末勤勉手当については、<u>役職加算を凍結する。</u></li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊勤務手当は「財政再建計画」で廃止したところであり、引き続き支給しない。</li> </ul> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、<u>一般職員給与と同</u></li> </ul>

現 行	変 更 案
<p>条例本則の額から平均で60%以上削減するとともに、期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数は年間2.45月に削減し、役職加算は凍結する。また、退職手当は当面支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬は、当分の間、全国都市の中で最も低い水準とする。期末手当は削減後の報酬を基礎として、支給月数は年間2.45月に削減し、役職加算は凍結する。</li> <li>・ 非常勤特別職報酬は、各種委員会の委員報酬等を平均で60%削減したところであり、引き続き効率的な運営に努める。</li> </ul> <p>(2) 物件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金は、業務内容と必要性を十分検討の上、必要最小限の人員とすることで経費の削減を図る。</li> <li>・ 旅費は、公用車使用の場合は支給しない。日当の廃止を継続するとともに、宿泊料は全道都市最低水準とし、真にやむを得ない必要最小限の出張とすることで、経費の削減を図る。</li> <li>・ 需用費は、物品等の集中管理を図るなど徹底した経費の削減に</li> </ul>	<p>様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、平成31年4月改選までの間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬は、当分の間、全国都市の中で最も低い水準とする。期末手当は削減後の報酬を基礎として、支給月数は年間2.45月に削減し、役職加算を凍結する。また、議員定数を平成31年4月の改選時に9人から8人とする。</li> <li>・ 非常勤特別職報酬は、各種委員会の委員報酬等を平均で60%削減したところであり、引き続き効率的な運営に努める。</li> </ul> <p>(2) 物件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金は、業務内容と必要性を十分検討の上、必要最小限の人員とすることで経費の削減を図る。</li> <li>・ 旅費は、公用車使用の場合は支給しない。日当の廃止を継続するとともに、宿泊料は全道都市最低水準とする一方、研修に係るものなど真に必要な出張経費は確保を図るものとする。</li> <li>・ 需用費は、物品等の集中管理を図るなど徹底した経費の削減に</li> </ul>



現 行	変 更 案
<p>努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料は、特殊な専門的技術・技能を要する事務事業など委託業務の内容とその必要性を十分勘案の上、徹底した経費の削減に努める。</li> <li>・ 交際費を全廃するとともに、<u>必要最小限の備品以外は購入しない。</u></li> </ul> <p>(3)維持補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種公共施設や公営住宅等に要する維持補修費は<u>必要最小限</u>とする。</li> <li>・ 住民の利用が少ない公共施設の休廃止により、維持補修費の抑制を図る。</li> </ul> <p>(4)扶助費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独事業は、高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しない。</li> </ul> <p>(5)補助費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種補助金は、真に必要なものに限定し、経費の削減を図る。</li> </ul> <p>(6)投資的経費</p>	<p>努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料は、特殊な専門的技術・技能を要する事務事業など委託業務の内容とその必要性を十分勘案の上、徹底した経費の削減に努める。</li> <li>・ 交際費を全廃する。</li> <li>・ <u>備品購入費については、真に必要なものとする。</u></li> </ul> <p>(3)維持補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種公共施設や公営住宅等に要する維持補修費は、<u>地域再生への取組に真に必要な最小限額を確保するものとする。</u></li> <li>・ 住民の利用が少ない公共施設の休廃止により、維持補修費の抑制を図る。</li> </ul> <p>(4)扶助費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独事業は、高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しない。</li> </ul> <p>(5)補助費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種補助金は、真に必要なものに限定し、経費の削減を図る。</li> </ul> <p>(6)投資的経費</p>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通建設事業は真に必要な事業以外は実施しないこととし、事業の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。</u></li> </ul> <p>(7)公債費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方債の新規発行の抑制に努め、公債費負担の軽減を図ることにより、実質公債費比率の計画的な改善を進める。</u></li> </ul> <p>(8)他会計繰出金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業会計への繰出金は、事業の経営改善、収入の適正化等の取組み状況を踏まえ、適正な額を措置する。</li> <li>・ 診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費等について所要額の繰出しを行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市場事業会計については、指定管理者制度による公設卸売市場の管理委託、もしくは民間への譲渡を検討し、原則として市場会計への繰出しは行わない。</u></li> <li>・ <u>公共下水道事業会計については、経営健全化計画に基づき、平成21年度に累積赤字約11億円を一般会計からの繰出しにより解消するほか、各年度において国の繰出基準に基づく繰出し、低</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通建設事業は地域再生への取組として真に必要な事業を実施する一方、事業費の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。</u></li> </ul> <p>(7)公債費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域再生への取組として真に必要な事業を行いつつ、地方債の新規発行の抑制に努め、公債費負担の軽減を図ることとし、実質公債費比率の計画的な改善を進める。</u></li> </ul> <p>(8)他会計繰出金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業会計への繰出金は、事業の経営改善、収入の適正化等の取組み状況を踏まえ、適正な額を措置する。</li> <li>・ 診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費等について所要額の繰出しを行った上で、<u>前述の償還が終了する平成28年度末をもって一般会計に統合する。</u></li> <li>・ <u>市場事業会計については、指定管理者制度による公設卸売市場の管理委託を行っているが、民間への譲渡などを今後検討する。原則として市場会計への繰出しは行わない。</u></li> <li>・ <u>公共下水道事業会計については、各年度において国の繰出基準に基づく繰出し、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出し及び収支の改善に努力してもなお解消できない単年度収支の</u></li> </ul>

現 行	変 更 案
<p>所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出し及び収支の改善に努力してもなお解消できない単年度収支の不足額を補填する繰出しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業会計については、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出しのほか、原則として各年度において国の繰出基準による繰出しを行う。</li> <li>国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、老人保健医療事業会計については、それぞれ国の繰出基準による繰出しを行う。</li> </ul> <p>(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>土地開発公社については、平成25年度までに公社が所有する土地を計画的に買い戻した後、廃止する。</u></li> <li><u>旧第三セクターに係る損失補償契約に基づく債務については、平成28年度までに計画的に解消する。</u></li> </ul> <p>2 地方税その他の収入の増徴計画</p>	<p>不足額を補填する繰出しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業会計については、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出しのほか、原則として各年度において国の繰出基準による繰出しを行う。</li> <li>国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計については、それぞれ国の繰出基準による繰出しを行う。</li> </ul> <p>(9)その他</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>水道事業については、老朽化した浄水場等の更新に当たって、その設計・施工、浄水場の運転管理及び送配水施設の維持管理に関してPFI事業を導入し、より効果的で安定的な事業運営を行う。</u></li> </ul> <p>2 地方税その他の収入の増徴計画</p>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税その他の収入の徴収にあたっては、課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期する。また、納期内の納税を促進し、徴収率の向上を図るため合理的な計画徴収に努める。</li> </ul> <p>3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査の推進や滞納処分の強化など法令に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。</li> <li>・ 市営住宅使用料については滞納額が増加していることから、高額滞納者対策を徹底するとともに、明渡し訴訟の実施など引き続き徴収強化を図る。</li> <li>・ 水道及び下水道使用料については、給水停止予告や個別相談の実施などにより納入を促進する。</li> </ul> <p>4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新にあたり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税その他の収入の徴収に当たっては、課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期する。また、納期内の納税を促進し、徴収率の向上を図るため合理的な計画徴収に努める。</li> </ul> <p>3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査の推進や滞納処分の強化など法令に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。</li> <li>・ 市営住宅使用料については、高額滞納者対策を徹底するとともに、明渡し訴訟の実施など引き続き徴収強化を図る。</li> <li>・ 水道及び下水道使用料については、給水停止予告や個別相談の実施などにより納入を促進する。</li> </ul> <p>4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。</li> </ul>

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。</li> <li>※使用料・手数料上げの内容</li> <li>施設使用料：平成19年度から50%引き上げ</li> <li>下水道使用料：平成19年度から2,440円/10㎡に引き上げ</li> <li>各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ</li> <li>各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ</li> <li>ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/ℓなど）</li> <li>し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収</li> <li>水道使用料：平成24年度から2,956円/10㎡に引き上げ</li> <li>・ <u>インターネットオークションによる市有財産の売却など、積極的な</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。</li> <li>※使用料・手数料上げの内容</li> <li>施設使用料：平成19年度から50%引き上げ</li> <li>下水道使用料：平成19年度から2,440円/10㎡に引き上げ</li> <li>各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ</li> <li>各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ</li> <li>ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/ℓなど）</li> <li>し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収</li> <li>水道使用料：平成24年度から2,956円/10㎡に引き上げ</li> <li><u>火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して3,600円～16,000円引き上げ</u></li> <li>・ <u>これまでもホテル・スキー場等の観光施設や不用な市有財産の</u></li> </ul>

現 行	変 更 案
<p>財産処分を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の空きスペースを貸し付けるなど、市有財産の有効活用を図る。</li> <li>・ 公用車や公用封筒、HPなどの広告募集により、収入確保を図る。</li> <li>・ 市有施設のネーミングライツの販売を<u>検討</u>する。</li> </ul> <p>5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税については、<u>法令上の上限の税率などを踏まえ平成19年度から見直しを行ったところであり、引き続き、以下のとおりとする。</u></li> </ul> <p>個人市民税均等割 4,000円</p> <p>個人市民税所得割 6.5%</p> <p>固定資産税 1.45%</p> <p>軽自動車税 <u>標準税率の1.5倍以内</u></p> <p>第5～第7 (略)</p>	<p>売却などを進めてきたが、<u>引き続き積極的な財産処分を進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の空きスペースを貸し付けるなど、市有財産の有効活用を図る。</li> <li>・ 公用車や公用封筒、HPなどの広告募集により、収入確保を図る。</li> <li>・ 市有施設のネーミングライツの販売を<u>継続</u>する。</li> <li>・ <u>ふるさと寄付金控除(ふるさと納税)及び地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の積極的な推進を図り、増収に努める。</u></li> </ul> <p>5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税については、<u>平成29年度以降以下のとおりとする。</u></li> </ul> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>固定資産税 1.45%</p> <p>軽自動車税 <u>超過課税を行う他の市町村が課す税額を下回らないことを基準に設定</u></p> <p>第5～第7 (略)</p>

現 行	変 更 案
<p>第8 その他財政の再生に必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>夕張市においては、財政再生計画策定に際して、国や道への提案・要望を行っているところであり、引き続きその実現を働きかけるとともに歳入の確保と歳出の削減を図り、計画期間の短縮を目指すものとする。</u></li> <li>・ <u>財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、実施年度等が未確定で、財源が確保できていない事項については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。</u></li> <li>・ <u>当初の財政再生計画策定後に行う計画変更において、後年度の財政負担が生じる事項については、その必要な財源を財政再生計画調整基金に積み立てることにより、計画の着実な実行を図るものとする。</u></li> <li>・ <u>また、人件費については、財政の再建と地域の再生との両立を図る観点から、行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。</u></li> <li>・ <u>夕張市の消防組織については単独消防となっており、これまで国が定める市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、南</u></li> </ul>	<p>第8 その他財政の再生に必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>夕張市においては、財政再生計画達成に向けて、国や道からの支援・助言の下、引き続き歳入の確保と歳出の削減を図り、計画期間の短縮を目指すものとする。</u></li> <li>・ <u>財政再建と地域の再生の両立を図り、財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していくため、市民とともに作り上げた地方版総合戦略に記載された各種事業を本計画に盛り込んだところである。新たに実施が必要となった事業や、予期せぬ事案が発生した場合、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。</u></li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人件費については、財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していく観点から、行政執行体制の確保に留意し、実施年度の財政状況や他都市の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。</u></li> </ul> <p>(削除)</p>

現 行	変 更 案
<p><u>空知圏域(4市5町)において消防体制の整備及び確立のための調査・研究を実施してきたところであるが、今後も国の指針や道の推進計画を参考にしながら消防の広域化に関する検討を継続する中で、スケールメリットを生かした質の高い消防サービスの提供と消防行政の効率化を目指すものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本計画においては、再生振替特例債の償還により平成38年度には実質赤字を解消するものであるが、その後も財政再生団体となる3年間については財政状況の改善が見込まれることから、住民福祉の向上を図るための自主的な取組などについて今後検討し、必要な計画変更を行うものとする。</u></li> <li>・ <u>夕張市においては、近年、観光・食品関連、農業関連の企業進出が相次いでいるところであり、今後とも積極的な企業誘致を進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本計画においては、再生振替特例債の償還により平成38年度には実質赤字を解消するものであるが、その後も財政再生団体となる3年間については財政状況の改善が見込まれることから、当該年度の財政状況を踏まえ、必要な計画変更を行うものとする。</u></li> <li>・ <u>炭層メタンガス(CBM)の開発、夕張メロンを中心とした農業の推進及び市有林を活用した薬木産地化など地域資源を活かした産業振興に努めるとともに、子育て環境や住環境の充実による定住促進、スポーツ合宿誘致や産業遺産等を活用した交流人口の増加等に努め、また、積極的な企業誘致を進めることで地域経済の活性化を図り、地方税の増収を目指すものとする。なお、これらの事業を展開していくに当たり、職員の資質向上を図っていくことは重要であり、研修について、真に必要なものであるか検討を行いつつ、外部講師による研修のほか、国や道における研修機関等を積極的に活用し、市政を担う人材の育成に努める。</u></li> </ul> <p>(削除)</p>



現 行	変 更 案
<p><u>めるとともに、地場産業の振興を図ることで、定住人口の増加及び地方税の増収などに努め、地域経済の活性化を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕張市の再生のためには市民、議会、行政が一体となって取り組むことが欠かせないことから、情報公開の推進による透明性の高い行財政運営に努めるとともに、市民参加や民間活力の導入など、市民・企業との協働による活力のあるまちづくりを目指すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕張市の再生のためには市民、議会、行政が一体となって取り組むことが欠かせないことから、情報公開の推進による透明性の高い行財政運営に努めるとともに、市民参加や民間活力の導入など、市民・企業との協働による活力のあるまちづくりを目指すものとする。</li> </ul>